

概要版

第3期 八千代町 子ども・子育て支援事業計画

地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち

令和7年度～令和11年度



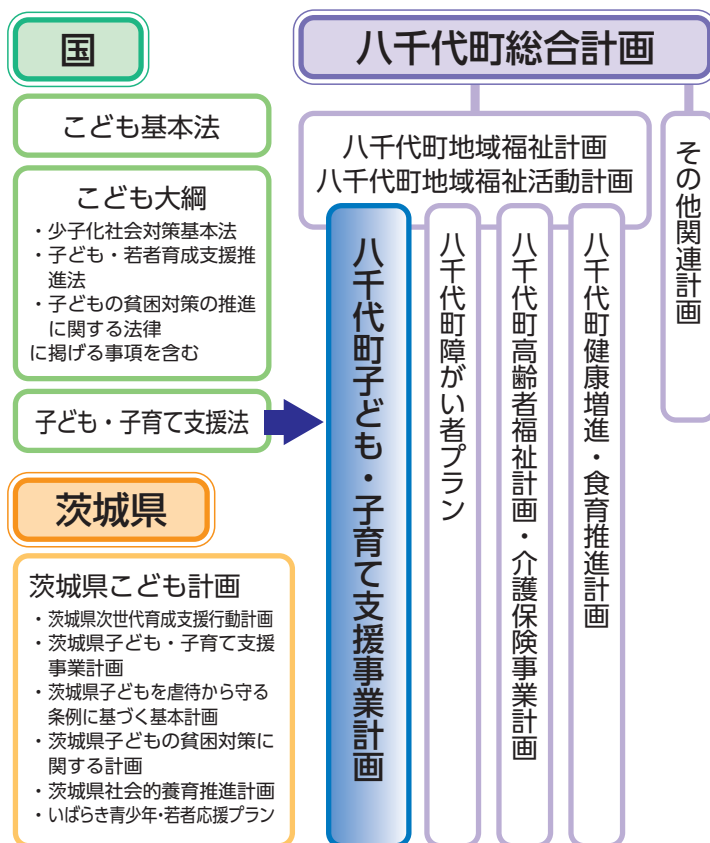
令和7年3月
茨城県 八千代町

計画の概要

- すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。
- 子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。
- 子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行等、根拠となる法律や関連する法律の動向を踏まえ、「第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容も含めた計画です。
- 策定にあたっては、本町のまちづくりの最上位の計画である総合計画をはじめ、障がい者プラン（障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、健康増進・食育推進計画、教育振興基本計画等の関連する他の計画との調和を図っています。



計画の期間と計画の対象

計画の
期間

令和7年度～
令和11年度

計画の
対象

本市に生活する18歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等



基本理念

- すべての子どもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。
- 「地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち」を掲げ、地域社会全体で子どもを支援し、全ての子どもが誰一人取り残されことなく、未来に希望をもって健やかに育つことができる八千代町を目指します。

地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち



基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標

1

教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもが健やかに成長するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、教育・保育をはじめとする各種事業について、町内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。

基本目標

2

子どもを健やかに育む環境づくり

子どもが健やかに育まれるためには、心身の健康を支える良質な成育環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

基本目標

3

安心・ゆとりの子育てを支える地域づくり

保護者が子どもと向き合い、ゆとりを持って子育てできるためには、子育て家庭の近くにいる町民の子育て家庭への配慮と協力が必要です。また、仕事と生活の調和が図られるよう、企業側の理解と努力なども求められます。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心とゆとりの中で子育てできる地域社会の実現に向け、本町に住むあらゆる人を巻き込み、子どもと親の育ちを町民みんなで支える地域づくりを推進します。



計画の体系図

基本理念のもと、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々と家庭が寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくり推進します。

すべての子どもが健やかにいきいきと育ち、子どもと保護者はもちろん町民みんなの笑顔が輝く、子育ての喜びがあふれるまちの実現を目指します。

地域で親子の育ちを支え、笑顔が輝くまち

基本目標

- 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供
- 2 子どもを健やかに育む環境づくり
- 3 安心・ゆとりの子育てを支える地域づくり

▶ 八千代町の次世代育成支援に向けた取り組み

施策方針

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み
- 3 子どもを健やかな育ちのための環境づくり
- 4 子どもの生きる力を育む教育環境づくり
- 5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

▶ 幼児期の教育・保育の充実

- 1号認定・2号認定・3号認定（特定・教育保育施設等の定員の確保）

▶ 地域子ども・子育て支援事業の充実

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| ●利用者支援事業 | ●病児保育事業 |
| ●地域子育て支援拠点事業 | ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| ●妊婦健康診査 | ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ●乳児家庭全戸訪問事業 | ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ●養育支援訪問事業 | ●子育て世帯訪問支援事業 |
| ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ●児童育成支援拠点事業 |
| ●子育て短期支援事業 | ●親子関係形成支援事業 |
| ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | ●妊婦等包括相談支援事業 |
| ●一時預かり事業 | ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| ●延長保育事業 | ●産後ケア事業 |



子ども・子育て支援法に基づく目標設定

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

区分	対象者	利用サービス・施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園・認定こども園
	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園を利用【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所・認定こども園 地域型保育

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み※	1号認定	197	187	173	168	164
	2号認定	269	253	231	222	216
	3号認定（0歳児）	27	27	27	27	26
	3号認定（1歳児）	55	57	56	56	56
	3号認定（2歳児）	120	120	120	120	120
確保 方策	1号認定	302	302	302	302	302
	2号認定	291	291	291	291	291
	3号認定（0歳児）	49	49	49	49	49
	3号認定（1歳児）	85	85	85	85	85
	3号認定（2歳児）	120	120	120	120	120

※量の見込みは他市町村児童利用分を含めています。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

■利用者支援事業

- ・妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターを設置し、保健師等が妊娠、出産、子育て期の相談に応じ、必要なサポートを行います。

■地域子育て支援拠点事業

- ・町内3か所の保育園で事業を実施しています。地域において、子育て親子の交流のためのひろばを設け、子どもが自由に遊び、保護者同士が交流できる場を提供しています。さらに、子育てに関する悩みの相談に応じたり、子育てに関する講座や、体操教室、赤ちゃん教室などを定期的で開催しています。
- ・専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。



■妊婦健康診査

- ・茨城県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。

■乳児家庭全戸訪問事業

- ・町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭を対象に、保健師と母子保健推進員が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、相談対応、助言やその他必要な支援を行います。



■養育支援訪問事業

- ・養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、こども家庭課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

■子育て援助活動支援事業【就学児対象】（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

■一時預かり事業

- ・認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、今後も利用者の希望どおりの対応を実施できる見通しです。教育・保育を使っていない子どもの一時預かり事業は、町内の3か所の保育園等の一時預かり事業によりサービスを確保します。



■延長保育事業（時間外保育事業）

- ・通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

■病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

- ・町内の保育園（1か所）で、病気の回復期に一時的に保育する病児保育事業（病後児対応型）を実施します。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・本町では、認定こども園4か所、保育園4か所の町内計8か所において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施します。
- ・教育・保育事業者等の協力を得て定員の拡大を働きかけるとともに、小学校の余裕教室等を利用するなど、運営方法の見直しを検討していきます。

■子育て世帯訪問支援事業

- ・家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。
- ・支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進め、利用しやすい環境づくり、事業の周知啓発などに努めていきます。

■児童育成支援拠点事業

- ・養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
- ・今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

■親子関係形成支援事業

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。
- ・今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。



■妊婦等包括相談支援事業

- ・妊娠時から妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。
- ・子ども家庭センターにおいて、妊娠届け出時、妊娠中後期、産婦、新生児訪問により、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を実施していきます。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子を対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できる制度です。
- ・令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

■産後ケア事業

- ・産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。
- ・医療機関等への宿泊・通所もしくは助産師等の専門スタッフの訪問等により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

子育てに関する相談先一覧

相談窓口	主な業務内容	連絡先	対応時間
こども家庭課 こども家庭センター係 (八千代町保健センター)	妊娠・出産・こどもの発育発達に関すること ・母子健康手帳交付 ・伴走型相談支援 (妊娠・出産・育児) ・産後ケア、育児相談 子育てや家庭に関すること ・子育てのストレス ・お子さんとの接し方	0296-48-1955	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く) 8:30～17:15
こども家庭課 子育て支援係	幼稚園・保育所・認定こども園等に関すること	0296-49-6313	
八千代町教育委員会	教育や就学に関すること	0296-48-1519	
子どもホットライン (茨城県)	18歳までのこどもがさまざまな悩みを相談できる、こども専用の相談窓口。	029-221-8181	24時間 年中無休
親子のための相談 LINE (茨城県)	18歳未満のこどもとその保護者が、子育てや親子関係などの悩みを LINE アプリで相談できる窓口。		月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く) 10:00～20:00
筑西児童相談所	虐待やこどもの福祉に関するさまざまな相談を受け付けています。	0296-24-1614	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く) 8:30～17:15
児童相談所全国共通 ダイヤル	虐待かも…と思った時などに、すぐに児童相談所へ通告・相談ができる全国共通の電話番号。お近くの児童相談所につながります。	189	24時間 年中無休



八千代町の子育て情報の詳しい
内容は WEB をチェック！

八千代町 子育て

検索



第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

令和7年3月

発行・編集

八千代町 保健福祉部 こども家庭課

〒300-3592

茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地

TEL 0296-49-6313 (直通)